

～ 安心をお届けします ～

# 園芸施設共済



## 高知県農業共済組合

お問い合わせ・申込みはお近くの **NOSAI** まで

安芸支所	( <b>NOSAI</b> 安芸 )	〒784-0043	安芸市川北甲1951-2	<b>TEL</b> 0887-35-2275
香美支所	( <b>NOSAI</b> 香美 )	〒782-0047	香美市土佐山田町1689-1	<b>TEL</b> 0887-53-9077
土佐支所	( <b>NOSAI</b> 土佐 )	〒783-0004	南国市大堀甲2295-4	<b>TEL</b> 088-864-2220
中央支所	( <b>NOSAI</b> 中央 )	〒781-2120	吾川郡いの町枝川2410-22	<b>TEL</b> 088-856-7111
四万十支所	( <b>NOSAI</b> 四万十 )	〒786-0004	高岡郡四万十町茂串町381-1	<b>TEL</b> 0880-22-4333
幡多支所	( <b>NOSAI</b> 幡多 )	〒787-0019	四万十市具同3223	<b>TEL</b> 0880-37-5537
本所	( <b>NOSAI</b> 高知 )	〒781-2120	吾川郡いの町枝川2410-22	<b>TEL</b> 088-856-6550

## 加入の対象と方法は

### 加入できるもの

- **ハウス本体**（被覆物を含む）  
ガラス室・プラスチックハウス等
- **附帯施設**  
附帯施設一覧をご覧ください
- **施設内農作物**  
ナス、ピーマン、キュウリ、トマト、メロン、ミョウガ、ユリ等（約45作物）
- **撤去費用（ハウス本体）**  
被覆物を除く本体の解体・廃材の搬出及び処分に要する費用
- **復旧費用（ハウス本体・附帯）**  
被覆物を除く本体及び附帯施設の復旧に要する費用

### 加入の方法

- ① **ハウス本体**
- ② **ハウス本体** + **附帯施設**
- ③ **ハウス本体** + **施設内農作物**
- ④ **ハウス本体** + **附帯施設** + **施設内農作物**

※ハウス本体（被覆物除く）には「撤去費用」を、またハウス本体（被覆物除く）及び附帯施設には「復旧費用」を追加することができます。

## 加入上の注意

※ 加入に際しては、所有または管理する全ての施設を一括して申し込んでいただきます。また、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用に加入する場合も同様です。

※ 施設内農作物を申し込む場合は、病虫害の事故を対象としない「病虫害事故除外方式」も選択できます。

## 補償（共済金額）は

★ハウス本体等の共済価額（再建築価額）の補償割合（最高8割）まで補償します。

$$\text{共済金額} = (\text{ハウス本体・附帯施設の価額} + \text{施設内農作物の価額} + \text{撤去費用の価額} + \text{復旧費用の価額}) \times \text{加入割合（最高8割）}$$

価額とは？

- ハウス本体の価額は、構造及び設置経過年数、被覆材の種類等により算出します（時価額）
- 附帯施設の価額は、再取得価額及び設置経過年数により算出します（時価額）
- 施設内農作物の価額は、葉菜類、果菜類、花卉類ごとの平均的な生産費を基礎に算出します。
- 撤去費用の価額は、ハウス本体の設置面積に単価を乗じて算出します。  
（ガラス室1200円/㎡、プラスチックハウス880円/㎡、木竹・パイプハウス290円/㎡）
- 復旧費用の価額は、ハウス本体及び附帯施設の再取得価額に復旧調整率【100%－時価現存率】を乗じて算出します（※耐用年数を超えた場合は【75%－時価現存率】となります。）

共済価額割合の推移（APハウスの場合）

単位：%

経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
時価割合	100	96	92	88	84	80	76	72	68	65	62	59	56	53	50	50
復旧割合	0	4	8	12	16	20	24	28	32	35	38	41	44	47	25	25
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	75	75

## ご負担いただく掛金は

★掛金の半分は国が負担しています。

※裏面「10a当たりの補償額と農家負担掛金の目安」を参考にしてください。

ただし、復旧費用部分は全額が農家負担となります。

$$\text{共済掛金} = \text{補償額} \times \text{掛金率} \times \text{加入期間（加入月数/12か月）}$$

※掛金率は、個人ごと・施設区分ごとに、ハウス本体（附帯施設）、施設内農作物、撤去費用、復旧費用の別に定められています。

## 支払対象となる災害（共済事故）

- ①台風・風水害・竜巻・ひょう害などの気象上の原因による災害
- ②火災・破裂及び爆発による被害
- ③車両の飛び込み等による被害
- ④自然災害や指定病害による農作物の被害
- ⑤鳥獣害による被害



## 共済金の支払いは

★共済金は、1事故、1棟ごとの損害額が3万円又は共済価額の1割を超える場合にお支払いします。

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \text{付保割合} \quad (\text{引受時に選択した補償割合です})$$

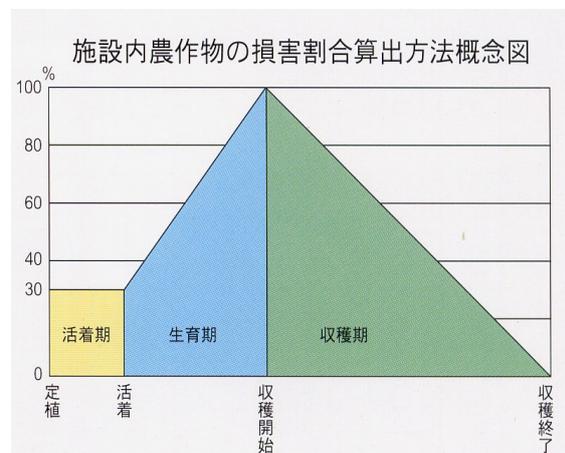
### 損害額の計算は？

- 本体の損害額 = 本体の価額 × 本体損害割合
- 被覆材の損害額 = 被覆の価額 × 被覆損害割合 × 自然消耗割合
- 附帯施設の損害額 = 修繕費 × 時価現存率
- 撤去費用の損害額 = 撤去費用の価額 × 本体のみの損害割合  
ただし、実際に要した費用が限度となります。また、本体の撤去に要した金額が100万円を超えるとき又は本体のみの損害割合が50%以上（ガラス室は35%）になったときにお支払いします。
- 復旧費用の損害額 = 復旧費用の価額 × 本体又は附帯施設の損害割合  
ただし、実際に要した費用で時価額を上回る部分が限度となります。
- 施設内農作物の損害額 = 施設内農作物の価額 × 損害割合  
損害割合は、活着期・生育期・収穫期で算出が異なります。

（算出例）

$$\text{収穫期} = (100\% - 100\% \times \frac{\text{既収穫日数}}{\text{標準収穫日数}}) \times \frac{\text{被害本数}}{\text{総本数}} \times \text{作付割合}$$

※作物の病害による被害は、上記の計算に病害分割がかかります。  
（引受対象作物と対象病害参照）



## 無事戻し金は

過去3年間に共済金の支払いがない場合、また過去3年間に共済金の支払いや過去2年間に無事戻し金の支払いを受けていても、その合計額が農家負担掛金(3年間の合計額)の2分の1に満たない場合、その差し引いた額を限度とし、総代会の議決を経てお支払いします。

なお、農業災害補償法の改正により、無事戻し金制度は平成33年度を最後に廃止されます。

## 補償の期間は

★掛金をいただいた後の責任開始日から1年間

責任開始日：5日、15日、25日

また、被覆期間に合わせて1年未満の加入もできます（4か月以上）

# ご注意いただきたいこと

## 被覆経過割合

○ビニール等には被覆年数に応じて被覆経過割合がかかります。

※被覆経過割合は下記のビニール等のほかに硬質フィルム、合成樹脂板等にもかかってきます。

経過年数	被覆経過割合		
	一般軟質フィルム	耐久性軟質フィルム	
		タイキキュート007以外	タイキキュート007
1年未満	100%	100%	100%
1年以上2年未満	50%	71%	88%
2年以上3年未満	25%	50%	76%
3年以上4年未満		35%	66%
4年以上5年未満		25%	58%
5年以上6年未満			50%
6年以上7年未満			44%
7年以上8年未満			38%
8年以上9年未満			33%
9年以上10年未満			29%
10年以上			25%

### 一般軟質フィルム

農ビ(耐久性農ビ除く)、農ポリ、農サクビ及び農PO(耐久性のものであって、かつ厚さ0.13mm以上であるものを除く)

### 耐久性軟質フィルム

耐久性農ビ、耐久性農PO(厚さ0.13mm以上のほか軟質フィルムのうち一般軟質フィルム以外のもの。)

## 自然消耗割合

○ビニール等は責任を開始してから月を経過するごとに消耗割合がかかります。

※自然消耗割合は下記のビニール等のほかに一般硬質フィルム等にもかかってきます。

経過月	自然消耗割合	
	一般軟質フィルム	耐久性軟質フィルム
責任開始から3か月間	0%	0%
4か月から6か月まで	12%	
7か月から9か月まで	25%	14%
10か月から12か月まで	37%	

※被覆経過割合、自然消耗割合について、詳しくはお近くの支所までお問い合わせください。

## 撤去費用・復旧費用補償

- 撤去費用の対象は特定園芸施設本体、復旧費用の対象は特定園芸施設本体及び附帯施設です。**被覆材は撤去費用・復旧費用とも対象になりません。**
- 撤去費用及び復旧費用にかかる作業労務費は、**領収書等で明らかとなる費用が対象となり、ご本人による作業労務費は対象となりません**のでご注意ください。
- 撤去費用及び復旧費用が対象となる方は、その撤去または復旧したときは、遅滞なくその旨を支所までご通知ください。原則、共済事故の発生した日から1年以内にそれぞれの費用にかかる領収書等を添えて提出していただきます。ただし、以下のいずれかに該当する場合であって、この通知を1年以内に行うことができないときには、1年が経過する前に組合の承認を受けて、3年に限り、その期間を延長することができます。
  - (ア) 当該共済事故に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域内において撤去もしくは復旧が行われる場合
  - (イ) 施工業者もしくは復旧資材の不足その他組合員等の責めに帰することができない事由により撤去もしくは復旧が滞った場合

# 何かありましたらNOSAIへ

★次のような場合は、お近くの支所まですぐに連絡をお願いします。

- 施設本体やビニール等に被害を受けたとき
- 附帯施設に落雷等の被害があったとき（附帯加入の場合）  
※附帯施設に被害が発生した時は、全ての附帯施設が正常に作動するか確認してください。
- 農作物に被害の兆候が見られたとき（施設内農作物加入の場合）

(注)連絡がない場合や遅れたりすると共済金が支払われない場合があります。

## ご協力をお願いします

★損害評価の時には、損害箇所の確認をお願いします。

- 損害箇所の照合を職員が損害評価野帳により行いますので、確認のご協力をお願いします。
- ご本人が不在時の損害評価につきましては、損害評価終了の連絡をいたします。その時または後日に損害箇所の照合をいたしますので確認のご協力をお願いします。
- 損害評価では、被害棟を1棟ごとに確認しています。そのため、台風等の大災害時には、損害評価のための訪問が遅れる場合があります。

★組合の損害評価までに緊急に修理する必要がある場合には、その旨を支所にご連絡ください。

- 可能であれば被害箇所の写真撮影と提供をお願いします。緊急修理を行った場合、被害を受けたパイプやビニールなどは捨てずに保管してください。組合の損害評価時に保管したパイプやビニールを写真撮影させていただきます。
- 施設本体や農作物の撤去は、必ず組合の損害評価後に行ってください。

## 重要事項説明書

### ■共済金のお支払いについての重要事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みを採っておりますが、次のような場合には、共済金等の全額又は一部が支払われないこと又は共済関係を解除することがありますので、ご理解のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 通常すべき栽培管理（高温・低温障害等を発生させないための設備を備えている）、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際等に、重大な過失などによって不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込みが遅れた場合。
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、また重大な過失など不実の通知をした場合。
- (5) 組合等の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

### ■個人情報の取り扱いについて

個人情報については、農業共済事業における引受、損害評価及び損害防止事業のために適正に利用いたします。また、利用目的に添った事務を円滑に達成するため、居住する地方公共団体、その他関係する団体と共同して利用することがあります。

## 附帯施設一覧

附帯施設にご加入される場合は、全ての棟、全ての附帯施設が対象となります。選択加入はできません。

附帯種類	附帯施設詳細
温湿度調節装置	温風暖房機
	温水暖房機
	蒸気ボイラー
	冷房機
	カーテン装置
	循環扇
	ヒートポンプ
	ペレット加温機
	三重被覆材
灌水施設	
排水施設	止水シート
換気施設	換気扇
	開閉装置
	吸排気シャッター
	くるくる
	自動開閉装置（天窗・谷）
	巻上直管等
炭酸ガス発生装置	
照明施設	
遮光施設	
自動制御施設	換気
	温湿度
	暖房
	灌水
	複合制御
	雨量
	養液

附帯種類	附帯施設詳細
発電施設	発電施設
	電気設備
病虫害等防除施設	動力噴霧機
	防虫ネット
	細霧機
	防蛾灯
	無人防除システム
	防風ネット
	防鳥施設
肥料調整散布施設	
養液栽培施設	ベット部材
	培土資材
	養液管理資材
	給液（灌水）資材
	廃液資材
	培地加温部材
	防草シート
運搬施設	
栽培棚	
支持物	誘引

# 引受対象作物と対象病害

下記の作物が引受対象作物です。それぞれの作物において下表の病害が対象病害となります。  
病害の場合は、病害ごとに表中右の「分割割合」（30%～70%＝農家責任部分）が適用されますので、その分  
共済金が減額されます。（自然災害の場合は分割割合は適用されません。）

葉 菜 類	<b>ニラ</b>		<b>アスパラガス</b>		<b>小ネギ</b>		病虫害対象外の葉菜類 シュンギク、オカヒジキ		
	病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合			
	モザイク病(トスホ)	30%	白絹病	70%	モザイク病(トスホ)	50%			
	白絹病	50%							
	葉腐病	50%							
	<b>キュウリ</b>		<b>ナス</b>		<b>ピーマン</b>			<b>シシトウ</b>	
	病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合		病害名	分割割合
	緑斑モザイク病	30%	青枯病	30%	モザイク病(トスホ)	30%		モザイク病(トスホ)	30%
	疫病	50%	疫病	50%	疫病	30%		疫病	30%
	つる枯病	50%	軟腐病	50%	青枯病	30%		青枯病	30%
つる割病	50%	半身萎凋病	50%	モザイク病(トスホ)	50%	モザイク病(トスホ)	50%		
モザイク病(トスホ)	50%	モザイク病(トスホ)	50%	軟腐病	50%	軟腐病	50%		
白絹病	70%	白絹病	70%	白絹病	70%	白絹病	70%		
		立枯病	50%	立枯病	50%	立枯病	50%		
<b>スイカ</b>		<b>メロン</b>		<b>トマト・ミニトマト</b>		<b>イチゴ</b>			
病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合		
えそ斑点病	30%	えそ斑点病	30%	青枯病	30%	青枯病	30%		
黒点根腐病	30%	黒点根腐病	30%	萎凋病	50%	萎黄病	30%		
緑斑モザイク病	30%	緑斑モザイク病	30%	疫病	50%	萎凋病	30%		
疫病	50%	疫病	50%	かいよう病	50%	疫病	50%		
つる枯病	50%	つる枯病	50%	軟腐病	50%	根腐病	50%		
つる割病	50%	つる割病	50%	半身萎凋病	50%	白絹病	70%		
モザイク病(トスホ)	50%	軟腐病	50%	モザイク病(トスホ)	50%				
白絹病	70%	モザイク病(トスホ)	50%	モザイク病(トスホ)	50%				
		白絹病	70%	白絹病	70%				
<b>ショウガ</b>		<b>ミョウガ</b>		<b>オクラ</b>		<b>エンドウ</b>			
病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合		
青枯病	30%	青枯病	30%	黒根病	50%	根腐病	30%		
根茎腐敗病	30%	根茎腐敗病	30%	白絹病	70%	白絹病	70%		
立枯病	30%								
腐敗病	30%								
<b>カンショ</b>		<b>インゲン・ササゲ</b>				病虫害対象外の果菜類 ハスイモ、オオバ			
病害名	分割割合	病害名	分割割合						
立枯病	30%	根腐病	30%						
白絹病	70%	モザイク病(トスホ)	50%						
		白絹病	70%						
果 菜 類	<b>カーネーション</b>		<b>ガーベラ</b>		<b>キク</b>		<b>スターチス類</b>		
	病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合	
	萎凋細菌病	30%	疫病	30%	青枯病	30%	萎凋細菌病	30%	
	萎凋病	50%	根腐病	30%	半身萎凋病	50%	疫病	50%	
	疫病	50%	菌核病	50%	モザイク病(トスホ)	50%	モザイク病(トスホ)	50%	
	茎腐病	50%	モザイク病(トスホ)	50%	白絹病	70%			
	立枯病	50%	白絹病	70%					
	白絹病	70%							
	<b>グラジオラス</b>		<b>ユリ</b>		<b>トルコギキョウ</b>		<b>ナデシコ</b>		
	病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合	
球根腐敗病	70%	疫病	50%	立枯病	50%	疫病	50%		
首腐病	70%	モザイク病	50%	モザイク病(トスホ)	50%	茎腐病	50%		
		軟腐病	70%						
<b>ストック</b>		<b>チューリップ</b>		<b>宿根カスミ草</b>		<b>フリージア</b>			
病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合		
菌核病	50%	かいよう病	50%	萎凋細菌病	30%	首腐病	70%		
軟腐病	50%	モザイク病	50%	疫病	50%				
		球根腐敗病	70%						
<b>ローダンセ</b>		<b>ドラセナ</b>		<b>グロリオサ</b>					
病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合				
疫病	50%	疫病	50%	モザイク病	50%				
				白絹病	70%				
<b>ブルースター類</b>		<b>アスター</b>		<b>ストレリチア</b>		病虫害対象外の花卉類 バラ、ソリダスター 宿根アスター、デルフィ ニウム、ヒマワリ			
病害名	分割割合	病害名	分割割合	病害名	分割割合				
疫病	50%	疫病	50%	青枯病	30%				
		萎凋病	50%	紋羽病	50%				

※3年以上連続して同じ棟で病害が発生した場合は、右表の適用となります。  
す。（連続分割）

	病害分割基準	30%	50%	70%
連続年数				
3年連続		50%	60%	70%
4年連続		60%	65%	70%
5年以上連続		70%	70%	70%

# 10a当たりの補償額と農家負担掛金の目安

〔平成30年4月1日から適用〕

内 作	型 式	施設の型式名称	補償金額							農家負担掛金				
			本 体	ビニール	撤去費用	復旧費用	小 計	内 作	合 計	施設限定 (撤・復込み)	一般方式 (撤・復込み)	事故除外 (撤・復込み)	内撤去 費用分	内復旧 費用分
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	円	円	円	円
葉 菜 類	30-1	木造マンモス	2,448	535	232	-	3,215	330	3,545	10,530	13,612	11,322	30	-
		6年目以降	1,224	535	232	612	2,603	330	2,933	7,262	10,344	8,054	30	1,040
	30-2	木造合掌型	2,016	563	232	-	2,811	317	3,128	9,108	12,069	9,869	30	-
		6年目以降	1,008	563	232	504	2,307	317	2,624	6,417	9,378	7,178	30	856
	40-1	パイプハウス	1,440	554	232	-	2,226	282	2,508	31,065	35,461	33,906	128	-
		11年目以降	720	554	232	360	1,866	282	2,148	24,272	28,668	27,113	128	4,377
	50-1	APハウス	3,960	665	704	-	5,329	356	5,685	17,374	20,957	18,565	331	-
		15年目以降	1,980	665	704	990	4,339	356	4,695	12,226	15,809	13,417	331	2,148
61-9	鉄骨ハウス(甲)	4,195	781	704	-	5,680	346	6,026	10,216	12,590	10,907	313	-	
	15年目以降	2,097	781	704	1,048	4,630	346	4,976	7,487	9,861	8,178	313	1,446	
62-10	鉄骨ハウス(乙)	4,840	1,804	704	-	7,348	348	7,696	8,766	12,299	9,409	229	-	
	15年目以降	2,420	451	704	1,210	4,785	348	5,133	6,447	9,979	7,089	229	2,528	
70-2	鉄骨MMAハウス	6,568	3,058	704	-	10,330	360	10,690	11,159	13,704	12,264	282	-	
	15年目以降	3,284	764	704	1,642	6,394	360	6,754	6,761	9,306	7,866	282	1,904	
果 菜 類	30-1	木造マンモス	2,448	535	232	-	3,215	1,196	4,411	10,530	21,701	13,400	30	-
		6年目以降	1,224	535	232	612	2,603	1,196	3,799	7,262	18,433	10,132	30	1,040
	30-2	木造合掌型	2,016	563	232	-	2,811	1,097	3,908	9,108	19,354	11,741	30	-
		6年目以降	1,008	563	232	504	2,307	1,097	3,404	6,417	16,663	9,050	30	856
	40-1	パイプハウス	1,440	554	232	-	2,226	792	3,018	31,065	43,412	39,044	128	-
		11年目以降	720	554	232	360	1,866	792	2,658	24,272	36,619	32,251	128	4,377
	50-1	APハウス	3,960	665	704	-	5,329	1,291	6,620	17,374	30,368	21,692	331	-
		15年目以降	1,980	665	704	990	4,339	1,291	5,630	12,226	25,220	16,544	331	2,148
61-9	鉄骨ハウス(甲)	4,195	781	704	-	5,680	1,253	6,933	10,216	18,817	12,721	313	-	
	15年目以降	2,097	781	704	1,048	4,630	1,253	5,883	7,487	16,088	9,992	313	1,446	
62-10	鉄骨ハウス(乙)	4,840	1,804	704	-	7,348	1,293	8,641	8,766	21,891	11,153	229	-	
	15年目以降	2,420	451	704	1,210	4,785	1,293	6,078	6,447	19,571	8,833	229	2,528	
70-2	鉄骨MMAハウス	6,568	3,058	704	-	10,330	1,295	11,625	11,159	20,315	15,135	282	-	
	15年目以降	3,284	764	704	1,642	6,394	1,295	7,689	6,761	15,917	10,737	282	1,904	
花 卉 類	30-1	木造マンモス	2,448	535	232	-	3,215	1,514	4,729	10,530	24,671	14,164	30	-
		6年目以降	1,224	535	232	612	2,603	1,514	4,117	7,262	21,403	10,896	30	1,040
	30-2	木造合掌型	2,016	563	232	-	2,811	1,362	4,173	9,108	21,829	12,377	30	-
		6年目以降	1,008	563	232	504	2,307	1,362	3,669	6,417	19,138	9,686	30	856
	40-1	パイプハウス	1,440	554	232	-	2,226	1,302	3,528	31,065	51,363	44,183	128	-
		11年目以降	720	554	232	360	1,866	1,302	3,168	24,272	44,570	37,390	128	4,377
	50-1	APハウス	3,960	665	704	-	5,329	1,643	6,972	17,374	33,911	22,870	331	-
		15年目以降	1,980	665	704	990	4,339	1,643	5,982	12,226	28,763	17,722	331	2,148
61-9	鉄骨ハウス(甲)	4,195	781	704	-	5,680	1,582	7,262	10,216	21,075	13,379	313	-	
	15年目以降	2,097	781	704	1,048	4,630	1,582	6,212	7,487	18,346	10,650	313	1,446	
62-10	鉄骨ハウス(乙)	4,840	1,804	704	-	7,348	1,624	8,972	8,766	25,251	11,763	229	-	
	15年目以降	2,420	451	704	1,210	4,785	1,624	6,409	6,447	22,931	9,443	229	2,528	
70-2	鉄骨MMAハウス	6,568	3,058	704	-	10,330	1,631	11,961	11,159	22,690	16,166	282	-	
	15年目以降	3,284	764	704	1,642	6,394	1,631	8,025	6,761	18,292	11,768	282	1,904	

※ 施設の種類、被覆材、設置後の経過年数等により補償金額及び農家負担掛金が異なります。  
 復旧費用については、施設本体と附帯施設の設置経過年数により補償金額及び農家負担掛金が異なります。  
 農家負担掛金は、過去の被害状況によっても異なります。  
 この他に賦課金が加算されます。

(2018)